消費者行政の施策体系

〔施策の柱〕	〔施策の方向〕	〔具体的取組〕
Ⅰ．安全の確保	１．商品・サービスの安全性確保	⑴商品等の安全性の調査（経済労働局消費者行政センター） ⑵商品に関する各法に基づく立入検査（経済労働局消費者行政センター） ⑶商品テストの実施（経済労働局消費者行政センター） ⑷家庭用品安全対策（健康福祉局生活衛生課、区役所） ⑸健康リビング対策（健康福祉局生活衛生課、区役所） ⑹公園の遊具の安全点検（建設緑政局みどりの保全整備課、区役所）
	２．食の安全性確保	⑴農作物の安全性確保（経済労働局農業技術支援センター） ⑵食品衛生に関する監視指導・検査、食中毒等の調査、消費者への情報提供（健康福祉局食品安全課・中央卸売市場食品衛生検査所、区役所） ⑶学校給食の安全性確保（教育委員会事務局健康教育課・健康給食推進室） ⑷保育園給食の安全性確保（こども未来局運営管理課）
	３．監視指導	⑴環境衛生関係営業施設に対する監視指導（健康福祉局生活衛生課、区役所） ⑵専用水道及び簡易専用水道に対する監視指導（健康福祉局生活衛生課、区役所） ⑶小規模水道及び小規模受水槽水道に対する監視指導（健康福祉局生活衛生課、区役所）
	４．商品廃棄に係る汚染防止	⑴廃家電製品に関する汚染防止（環境局廃棄物政策担当） ⑵使用済み乾電池に関する汚染防止（環境局廃棄物政策担当） ⑶蛍光管に関する汚染防止（環境局廃棄物政策担当）
	５．放射性物質に対する安全性確保	⑴食品等の検査（健康福祉局食品安全課・中央卸売市場食品衛生検査所、区役所） ⑵市内産農産物の放射性物質検査（経済労働局農業振興課） ⑶学校給食用食材の安全性確保（教育委員会事務局健康給食推進室） ⑷水道水中の放射性物質検査（上下水道局水道水質課）
Ⅱ．表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止	１．表示・包装の適正化	⑴表示（単位価格）の基準の推進（経済労働局消費者行政センター） ⑵包装（消費者包装）の基準の推進（経済労働局消費者行政センター） ⑶過剰包装の自粛（環境局減量推進課） ⑷食品表示の適正化の推進（健康福祉局食品安全課・中央卸売市場食品衛生検査所・健康増進課、区役所） ⑸包装食品の表示基準の推進（経済労働局消費者行政センター） ⑹自動販売機の表示基準の推進（経済労働局消費者行政センター） ⑺アフターサービスの基準の推進（経済労働局消費者行政センター） ⑻家庭用品の品質表示の立入検査（経済労働局消費者行政センター）
	２．計量の適正化	⑴特定計量器（はかり・分銅等）の定期検査（経済労働局工業振興課） ⑵特定計量器（はかり・各種メーター類）の立入検査等（経済労働局工業振興課） ⑶商品量目立入検査（経済労働局工業振興課） ⑷商品量目試買検査（経済労働局工業振興課） ⑸計量展示室の公開（経済労働局工業振興課） ⑹適正計量の普及・啓発（経済労働局工業振興課）
	３．不適正な取引行為の禁止	⑴事業者との情報交換及び指導（経済労働局消費者行政センター） ⑵不適正な取引行為の禁止（経済労働局消費者行政センター） ⑶広域的な被害拡大防止及び未然防止（経済労働局消費者行政センター）
Ⅲ．生活必需物資の確保及び価格の安定	１．生活必需物資の確保及び価格の安定	⑴生鮮品等の安定供給の確保（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課） ⑵新たな産地開拓に向けた取組（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課） ⑶市内産農産物の地産地消の推進（経済労働局農業振興課） ⑷価格動向等の調査（経済労働局消費者行政センター）
	２．災害緊急対策	⑴生活必需品の提供確保（経済労働局消費者行政センター） ⑵飲料水の供給（上下水道局庶務課） ⑶備蓄物資等の整備（総務企画局危機管理室） ⑷防災に関する情報（総務企画局危機管理室）
Ⅳ．苦情の処理及び被害の救済	１．消費生活相談の充実	⑴消費生活に関する相談窓口（経済労働局消費者行政センター） ⑵消費生活相談員への助言等の充実（経済労働局消費者行政センター） ⑶特別相談の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑷緊急特別相談の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑸危害・危険情報の収集（経済労働局消費者行政センター） ⑹重大事故等の通知（経済労働局消費者行政センター） ⑺関係機関との連携（経済労働局消費者行政センター）
	２．被害の救済	⑴苦情処理のあっせん・調停等（経済労働局消費者行政センター） ⑵消費者訴訟の援助（経済労働局消費者行政センター） ⑶被害の救済に向けた関係機関との連携（経済労働局消費者行政センター）

〔施策の柱〕	〔施策の方向〕	〔具体的取組〕
Ⅴ．消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進	1．効果的な情報発信の推進	⑴消費者行政センターによる情報発信（経済労働局消費者行政センター） ⑵消費者行政センターの情報の充実（経済労働局消費者行政センター） ⑶食の安全に関する情報の提供（経済労働局消費者行政センター） ⑷食育に関する情報の提供（健康福祉局健康増進課） ⑸消防に関する情報の提供（消防局予防課、査察課） ⑹住宅に関する情報の提供（まちづくり局住宅整備推進課）
	2．高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育・啓発の推進	⑴消費者被害防止等の講座の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑵啓発冊子による消費者被害防止（経済労働局消費者行政センター） ⑶ホームページ等による消費者被害防止（経済労働局消費者行政センター） ⑷街頭啓発による消費者被害の防止（経済労働局消費者行政センター）
	3．様々な場やライフステージに応じた消費者教育・啓発の推進	
	①学校	⑴消費者としての児童生徒の育成（教育委員会事務局総合教育センター） ⑵消費者市民社会に関する講座の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑶職場体験の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑷イベント等による消費者教育の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑸環境配慮を目指した「エコ・クッキング」講座の実施（環境局減量推進課） ⑹社会科副読本の作成（環境局減量推進課） ⑺出前ごみスクール等による環境教育・環境学習の実施（環境局減量推進課）
	②地域社会	⑴地域の団体等に対する講座の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑵消費者強調月間の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑶消費者市民社会に向けた講座等の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑷消費者連続講座の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑸ふれあい出張講座等による環境教育・環境学習の実施（環境局減量推進課） ⑹リサイクルコミュニティセンター等を活用した教育の推進（環境局減量推進課） ⑺地域社会における地球温暖化対策等啓発の実施（環境局地球環境推進室） ⑻消費者団体等による教育の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑼地域に向けた火災予防に関する啓発の推進（消防局予防課） ⑽市場体験による食育の実施（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課） ⑾健康な食のあり方等を学ぶ機会の提供（健康福祉局健康増進課）
	③職域	⑴従業員等への講座の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑵事業者向けエコドライブ啓発の推進（環境局大気環境課） ⑶事業活動における地球温暖化対策等啓発の実施（環境局地球環境推進室） ⑷事業系一般廃棄物の減量化等に向けた指導（環境局減量推進課） ⑸エコショップ制度、リユース・リサイクルショップ制度の拡充（環境局減量推進課） ⑹食品廃棄物のリデュース・リサイクルの推進（環境局減量推進課）
	4．地域の消費者教育の担い手の育成及び多様な主体間の連携	
	①担い手の育成	⑴担い手の育成に向けた消費生活相談員による講座の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑵消費生活相談員の研修支援（経済労働局消費者行政センター） ⑶消費生活モニターに対する研修の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑷学校における消費者教育の担い手の育成（教育委員会事務局総合教育センター） ⑸廃棄物減量指導員制度との連携（環境局減量推進課） ⑹環境教育の担い手の育成（環境局環境調整課） ⑺食に関する地域活動等の担い手の育成（健康福祉局健康増進課）
	②多様な主体との連携及び育成	⑴地域団体等との連携に向けた講座等の実施（経済労働局消費者行政センター） ⑵消費者団体・生活協同組合等の育成及び連携の推進（経済労働局消費者行政センター） ⑶多様な主体との連携による地球温暖化対策等啓発の実施（環境局地球環境推進室） ⑷関係団体等とのネットワークの構築（健康福祉局健康増進課） ⑸資源集団回収に向けた連携の推進（環境局減量推進課）
Ⅵ．消費者支援協定	1．消費者支援協定の締結	⑴洗濯用粉石けんの安定供給（経済労働局消費者行政センター） ⑵家庭用電気製品の修理に関する消費者支援協定（経済労働局消費者行政センター） ⑶上下水道の水回り工事に関する消費者支援協定（経済労働局消費者行政センター） ⑷住宅工事の契約における消費者トラブルの防止に関する協定（経済労働局消費者行政センター） ⑸葬儀における消費者トラブルの防止に関する協定（経済労働局消費者行政センター）
Ⅶ．施策推進のための行政体制の充実	1．消費者意見の反映	⑴川崎市消費者行政推進委員会の運営（経済労働局消費者行政センター） ⑵消費生活モニターの育成（経済労働局消費者行政センター） ⑶川崎市食の安全確保対策懇談会の運営（経済労働局消費者行政センター） ⑷市長への申出（経済労働局消費者行政センター）
	2．消費者行政の円滑な推進	⑴庁内関係局との連携（経済労働局消費者行政センター） ⑵関係行政機関及び団体との連携強化（経済労働局消費者行政センター） ⑶権限の委任及び移譲等に対する執行体制の整備（経済労働局消費者行政センター）